

生食発0330第14号
平成30年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日公布されたクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第47号。以下「改正規則」という。)により、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「規則」という。)が改正され、本日施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

ついては、これらの内容について十分御了知の上、クリーニング師の免許申請者に対する周知徹底、指導等について、遺漏ないよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨

クリーニング師免許申請時には、規則第4条に基づき、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本(以下「戸籍謄本等」という。)を添えて申請しなければならないとされており、申請書に記載された「氏名」、「生年月日」及び「本籍地」の三情報(以下「三情報」という。)と、戸籍謄本等に記載された三情報を照合することにより本人確認を行うとともに、クリーニング師試験申込時からクリーニング師免許申請時までに婚姻等により氏名を変更した者や本籍地を変更した者については、戸籍謄本等によって旧姓と現在の姓の連続性や本籍地の変更事実を確認しているところである。

これに対し、「申請手続等の見直しに関する調査—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—結果に基づく勧告」(平成29年3月総務省)(以下「勧告」という。)において、三情報は住民票の写しにも記載されているため、申請者の負担軽減を図る観点から、クリーニング師試験申込時から氏名又は本籍に変

更がない申請者については、「法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと」とされた。

これを受け、クリーニング師試験申込時からクリーニング師免許申請時までの間で氏名又は本籍に変更がない申請者は、戸籍謄本等ではなく、本籍記載のある住民票の写しの提出でも可能とする改正を行うものである。

第2 改正の内容

- 1 これまで、クリーニング師免許申請時には、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した申請書に、戸籍謄本等を添えて申請しなければならないとされていたが、クリーニング師試験申込時から氏名及び本籍に変更がない申請者については、戸籍謄本等ではなく、本籍記載のある住民票の写しの提出でも可能とすること（改正規則による改正後の規則第4条第1項第1号）。
- 2 その他所要の改正を行うこと（改正規則による改正後の規則第4条第1項第2号）。

第3 運用上の留意事項等について

今般、勧告を踏まえ、クリーニング師試験申込時から氏名又は本籍に変更がない申請者は、戸籍謄本等ではなく、本籍記載のある住民票の写しの提出でも可能としたところであるが、試験申込時から氏名又は本籍に変更がない申請者が従来どおり戸籍謄本等の提出をする場合でも、手続上支障はないこと。